

下水道加入申込みのしおり

神河町下水道（生活排水処理施設）への加入申込みにつきましては、条例・規則に基づき次のとおり規定しています。

1. 加入申込み手続き

別紙新規加入申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、押印の上提出してください。

加入申込書が提出されますと、加入金（加入金及び工事負担金）納入通知書をお送りしますので、納付期限内に納付してください。加入金の入金後、新規加入許可書（様式第7号）を発行し、本管・公共ますの設置について許可します。加入金（10%税込み）は次の通りです。

下水道加入金	349,800円
--------	----------

※ 共同住宅に公共ますを新設又は改造（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）する場合は、前項に規定する額に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額とする。ただし、5戸を超える場合は、超えた戸数5戸ごとに1戸分の額を加算した額とする。

2. 工事負担金

工事費用は個人負担になります。ただし、工事費が50万円を超える場合は、町においてその費用の一部を負担することがあります。この場合、町が入札により発注する下水道工事になり、下記の負担割合を乗じて算出した額を負担していただくことになります。

注) 分譲住宅及び事業所、店舗、工場、事務所等の面積が2分の1以上の併用住宅や、開発工事等営利目的に係る用地については工事費全額が加入者負担となります。

本管工事<一般家庭>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/2に50万円を加算した額
150万円超 300万円以下	工事費から150万円を控除した額の1/3に100万円を加算した額
300万円超	工事費から300万円を控除した額の1/4に150万円を加算した額

本管工事<集落有等公共的施設>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/4に50万円を加算した額
150万円超 300万円以下	工事費から150万円を控除した額の1/6に75万円を加算した額
300万円超	工事費から300万円を控除した額の1/8に100万円を加算した額

取付管及び公共ます工事<一般家庭>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 216万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/2に50万円を加算した額
216万円超	工事費から83万円を控除した額

取付管及び公共ます工事<集落有等公共的施設>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/4に50万円を加算した額
150万円超 160万円以下	工事費から150万円を控除した額の1/4に75万円を加算した額
160万円超	工事費から83万円を控除した額

工事負担金の前納割合

新規加入者工事負担金	前納率
150万円以下	100%
150万円超 300万円以下	75%
300万円超	50%

注) 工事前納金は事前協議書により通知した日から 20日以内に納付してください。

3. 手数料

排水設備新設工事道路占用書類作成手数料 ※非課税

町道	1件につき	5,000円
国・県道	1件につき	10,000円

注) 水道と同時に加入の場合は半額となります。

※ 本管工事や公共ます設置工事が終了後、生活排水処理施設使用等許可申請書(様式第1号)、生活排水設備新設等計画許可申請書(様式第2号)及び図面を提出し、宅内排水設備工事をして頂きます。排水設備工事しゅん工届(様式第8号)により、町の配管検査を行い使用開始となります。

4. 下水道料金使用料 ※毎月請求

(1) 町水道のみ使用されている場合の下水道使用料金 ※消費税(10%)込み

基本料金	使用料(1立方メートルにつき)
3,300円	55円

- (2) 町水道と井戸水等を併用されている場合は、井戸水等を使用する人数に対して2立方メートルを乗じた水量と水道使用水量の合計を生活排水の量とみなし算定します。

計算式：(人数×2 m³+水道使用量) ×55 円+3,300 円=下水道使用料金

- (3) 井戸水等のみ使用されている場合の下水道使用料金 ※消費税(10%)込み

基本料金	人数割料金
3,410 円	330 円/1 人

5. 納付方法

- (1) 納付書

兵庫西農業協同組合各支店、但陽信用金庫各支店、但馬銀行各支店、みなと銀行各支店、三井住友銀行各支店、姫路信用金庫各支店、播州信用金庫各支店、神河町役場会計課、神崎支庁舎、センター長谷、コンビニエンスストア（取扱店は納付書裏面に記載されています）でご利用いただけます。

ただし、バーコード表示がないもの及び読み取れないもの、納付書1枚につき30万円を超えるもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストアで納付できません。

- (2) 口座振替

口座振替が可能な金融機関は、兵庫西農協各支店、但陽信用金庫各支店、みなと銀行各支店、但馬銀行各支店、三井住友銀行各支店、ゆうちょ銀行各支店になります。手続きは、「神河町納付金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳お届け印を押印の上、上下水道課窓口か各金融機関の窓口へ提出してください。

- (3) クレジット納付 **《令和5年3月31日で終了します》**

パソコンやスマートフォンのインターネットを利用し、『YAHOO! JAPAN 公金支払い』の画面の指示に従って情報の入力と確認を行うことにより、クレジットカードで支払うことができます。

クレジットカード納付のインターネット登録に必要な「クレジットカード顧客番号」及び「クレジットカード確認番号」は納付書に記載されています。ただし、上下水道料金を口座振替納付されている場合は、納付書払いにさせていただく必要がありますので、神河町上下水道課(0790-34-0966)へご連絡ください。

- (4) スマホ決済

スマートフォンまたはタブレット端末にインストールした専用アプリのバーコードスキャン機能で、神河町上下水道課が発行する納入通知書のバーコードを読み取ることで、いつでもどこでも、水道料金、下水道使用料のお支払いができるサービスです。

利用できるスマホ決済アプリは、LINE Pay (LINE Pay 請求書支払い)、PayPay (PayPay 請求書支払い)、楽天銀行アプリ (楽天銀行コンビニ支払サービス)、PayB、au PAY (au PAY 請求書支払い)、ファミペイ がご利用できます。